

平成 23 年度における公共工事の入札・契約制度について

制度見直し等

(1) 平成 23・24 年度入札参加有資格事業者の格付けなどについて

過度な競争性を緩和するため、特に入札参加者数が多い工種ランクにおいて、ランク当たりの事業者数の減少や、ランクの細分化（工種「ほ装」を3ランク化）などにより、入札1件当たりに参加できる事業者数を、従来の50者程度から40者程度に引き下げます。

(2) インセンティブ発注の拡大について

事業者の技術力・施工力等のより一層の評価を目的として、インセンティブ発注を拡大（主に発注者別評価点（主観点）及び工事成績優良事業者を対象とするものを拡大）し、全体で条件付一般競争入札の15%程度を対象として実施します。

(3) 総合評価落札方式の特別簡易型における失格基準の引上げについて

低価格競争対策として、総合評価落札方式（標準型、簡易型、特別簡易型）の入札案件のうち、落札者の決定基準となる評価値における技術力評価点のウェイトが小さい特別簡易型について、平成22年度に引き続き失格基準を引き上げます。

【現行】

「(直接工事費+共通仮設費) × 0.85 未満」 又は 「(現場管理費+一般管理費) × 0.6 未満」

【改正】



「(直接工事費+共通仮設費) × 0.90 未満」 又は 「(現場管理費+一般管理費) × 0.6 未満」

試行継続

(1) 予定価格の事後公表の試行継続について

次の工種及び発注金額（予定価格）に該当する工事のうち、半数を事後公表として試行します。

「土木」、「建築」、「上水道」 …… 予定価格1億円以上
「ほ装」、「造園」、「電気」、「管」 …… 予定価格5千万円以上

※ 詳細は下記のお知らせを参照してください。

[「平成 23 年度以降の工事の予定価格の事後公表の試行について」](#)（2月22日HP掲載）

(2) 入札ボンド制度の試行継続について

平成 22 年度に引き続き、入札ボンド制度の有効性を検証するため、予定価格が概ね 5,000 万円以上の入札案件に対象を拡大して試行します。

その他

(1) 総合評価落札方式の適用工事について

予定価格 3 億円以上の工事については原則として標準型、簡易型を、3 億円未満の工事については必要に応じ標準型、簡易型、特別簡易型を適用します。

(2) 同種工事の施工実績及び技術者の経験の対象期間の延長について

一般競争入札の入札参加条件としての同種工事の施工実績及び技術者の施工経験を過去 14 年間から 15 年間に延長します。平成 23 年度は「平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した工事」が対象となります。

平成 23 年 5 月 1 日から、局の名称が「**財政局**」に変更になります。

担当：総務局契約第一課
電話 (671) 2244・2246